

日本製薬団体連合会
(公社) 日本薬剤師会
(一社) 日本チェーンドラッグストア協会
(一社) 日本医薬品卸売業連合会
(一社) 全国家庭常備薬特品連合会
(一社) 日本保険薬局協会

御中

日本一般用医薬品連合会



セルフメディケーション税制 共通識別マーク表示品 (2022 年 1 月追加対象医薬品) に関連するお知らせ

仲秋の候、貴会ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格段のご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年度税制改正により 2022 年 1 月から追加対象医薬品となった医薬品への共通識別マーク表示品（シール貼付品を含む）について、以下の通りご連絡申し上げます。
貴会ご加盟の会員様への周知を宜しくお願い申し上げます。

① 陳列時期について

厚生労働省医政局経済課発出の事務連絡（令和 3 年 9 月 27 日）2.（3）記載「税改後追加対象医薬品については、令和 4 年 1 月 1 日以後できる限り速やかに、共通識別マークの表示を追加した製品を店頭陳列いただくよう、御協力お願いいたします。」と連絡いただいております。

現行制度での対象品が市場に存在する中で、対象開始時期が異なる追加対象品となりますので、生活者や店頭の混乱を避けるために、追加対象医薬品で税制マークを付けたものは、制度前の陳列は行わないように、ご協力頂きたく宜しくお願い申し上げます。

② マーク表示を行う際の、マーク表示の無い品（旧品）について

同じ対象製品でもマーク表示の有る品と無い品（旧品）が店頭で混在する期間が発生する事はやむを得ないと考えますが、返品を避けるためにも、旧品の店頭消化を急いで頂きますようご協力の程、お願いいたします。

③ シールの貼付について

日本一般用医薬品連合会 HP 掲載「共通識別マークの製品表示に関する運用 Q & A」（※）の記載の通り、対象製品へのシール貼付は製造販売業者の指示の下、製造販売業者の責任において実施をお願い致します。

従いまして、製造行為ではありませんが、卸や小売店舗での貼付作業はお奨めできませんのでご留意ください。

尚、店頭での識別は製品にマークがついていることが必須ではなく、プライスカードや POP での対応もお願いする旨を関連団体にはお伝えしております。

（※）https://www.jfsmi.jp/lp/tax/common/item/faq_products.pdf

どうぞ宜しくお願い申し上げます。
ご不明の点等ございましたら、以下までお願いいたします。

日本一般用医薬品連合会事務局：江上・三ツ橋

電話：03-3865-4911

Mail：info@jfsmi.jp

以上